



身元保証制度について思うこと

早いもので法人設立から半年を経過し、大過なく新しい年度を迎えることができました。ご協力ありがとうございました。利用会員は3月31日現在で5名となりました。内訳は入院中の方が1名、在宅の方が4名です。

ご依頼の大半は、ご家族のある方からで、病院、居宅介護支援事業所などからいただきました。身寄りのない方についてのご依頼は、やはり入院や施設入所に際しては、身元保証が必要だという意識、先入観が関係者の中で強く、生活支援だけでは多くのご依頼は期待できないようです。

先日、安城市の身元保証団体をめぐる報道で、「公序良俗に反する」死因贈与契約を締結したNPO法人に対して厳しい判決がありました。養護老人ホームが入所に際して、身元保証契約と一体的に先の契約を結ばせていたようです。行政や社会福祉協議会までがこの契約に関わっていたことが驚くばかりです。今回のことを契機に、国や地方自治体が対策を進めていくことを望みます。

保証人制度は身寄りのない方にとって、本来平等であるべき医療や介護が受けられないという権利侵害にもつながります。民法改正により、個人の身元保証契約は極度額を定めることが必要になりました。少しずつ身元保証制度の弊害が解消されていくのではないかと思います。今後は、国や自治体により医療機関、介護施設への指導の徹底、公的機関による身元保証に代わる仕組みづくりを検討してほしいと思います。

私は、本会の設立に際して、「身元保証を引き受けない形で生活支援を実施すると共に、ゆくゆくは保証人を必要としない仕組みを作る」と申し上げました。

しかし、現実には入院、入所時に身元保証を必要と感じる方が多く、身元保証サービスを利用せざるをえない状況があり、先の報道のようなことが多数あることを目の当たりにすると、皆さんが求める身元保証サービスに関わることは避けてとおれないと感じています。私たちがめざす理念にそった形での身元保証サービスに取り組み、高齢者の権利擁護につながる仕組みができないだろうかと考えていますが、そこは、総会で議論して方向性を出したいと思います。

いずれにしましても、私たちの活動を通じて会員、家族の安心と笑顔を引き出すことが一番大事です。今年度もよろしく願います。(理事長 西岡楠也)

住み慣れた地域で最後まで！私たちは応援します (寄稿)

老々介護・認認介護という言葉がニュースになることが珍しくなくなりました。

わたしの担当するご利用者様にも、高齢ご夫婦でほかに頼れる身寄りがないという方が多くいらっしゃいます。また、現役世代の息子さんが就労と介護の板挟みになっていることもあります。そういった方は、普段は介護サービスを利用して暮らせても、介護者が体調不良でショートステイ利用時に緊急時の対応を求められる、出張中に救急搬送されたがすぐに駆け付けられないなどの介護保険では対応できない非日常の不安や課題を抱えています。ほかにも、競馬場へ行きたい、映画を観に行きたいといった人生の質を高めるものも介護保険では叶えることができません。

地域包括ケアシステムが目指す『高齢・認知症になっても住み慣れた地域で最後まで暮らす』ためには、介護保険制度だけではなくトーチさんの提供する生活支援事業を含め、地域にある社会資源をフル活用する必要があります。

ケアマネジャーとしてアンテナを高くはり、おひとりおひとりのニーズに合った支援につなげていきたいです。

居宅介護支援事業所ケアマキス笹原

介護支援専門員 野田純子様

<活動日誌>

先日入院中の方に面会に行きました。ついでに頼まれた買物もお届けしました。ちょっとしたことなら見守り訪問を兼ねてお手伝いもできます。

<総会の開催及び会費納入のお願い>

2021年度通常総会を5月23日(日)午前10時から名古屋市天白区池場3-408 社会福祉法人ホットハム内カフェハミングバードにて開催の予定です。正会員には後日、案内と議案書を送付します。なお、今年度の会費を同封の払込書にて納入していただきますようお願いいたします。

<編集後記>

今回寄稿いただいた野田様は、とても熱心に利用者様と関わっておられます。ありがとうございました。これからも、皆さんからの投稿をお待ちしています。

(会員の状況) 正会員 13 名、賛助会員 12 名、利用会員 5 名

<発行元> 特定非営利活動法人権利擁護トーチ
名古屋市天白区池場四丁目 802 番地の 2
TEL/FAX 052-803-6581